議案第28号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表6の項を次のように改める。

6	建築基準法(昭和	建築確認申	床面積の合計が30	申請又は通	床面積の合計は、
	25年法律第201号。	請等手数料	平方メートル以下	知のとき	次に掲げる区分に
	以下この項におい		のときは8,000円、		応じた床面積につ
	て「法」という。)		30平方メートルを		いて算定する。
	第6条第1項又は		超え100平方メート		イ 建築物を建築
	第18条第2項の規		ル以下のときは		する場合(口に
	定に基づく建築物		13,000円、100平方		掲げる場合及び
	の建築に係る計画		メートルを超え200		移転する場合を
	の確認若しくは計		平方メートル以下		除く。) 当該
	画の変更の確認の		のときは19,000		建築に係る部分
	申請又は通知に対		円、200平方メート		の床面積
	する審査		ルを超え500平方メ		ロ 確認を受けた
			ートル以下のとき		建築物の計画を
			は25,000円、500平		変更して建築物
			方メートルを超え		を建築する場合
			るときは41,000円		(移転する場合
					を除く。) 当
					該計画の変更に
					係る部分の床面
					積の2分の1又
					は0平方メート
					ル(床面積の増
					加する部分にあ
					っては、当該増
					加する部分の床
					面積)
					ハ 建築物を移転
					する場合(ニに
					掲げる場合を除
					く。) 当該移
					転に係る部分の
					床面積の2分の
					1
					ニ 移転確認を受
					けた建築物の計
					画を変更して建
					築物を移転する
		l]		

		場合 当該計画
		の変更に係る部 分の床面積の 2
		分の1

別表8の項及び9の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同表16 の2の項中「この場合において、同項中「。構造計算適合性判定を要する」とある のは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削 り、別表16の3の項中「18,000円)」を「18,000円、同条第1項に規定する住宅性 能評価(以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。)を受けた場合に あっては21,000円)」に、「30,000円)」を「30,000円、住宅性能評価を受けた場 合にあっては62,000円)」に、「47,000円)」を「47,000円、住宅性能評価を受け た場合にあっては98,000円) 」に改め、「この場合において、同項中「構造計算適 合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み 替えるものとする。」を削り、同表16の4の項中「14,000円)」を「14,000円、住 宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円)」に、「24,000円)」を「24,000円、 住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円)」に、「38,000円)」を「38,000 円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円)」に改め、「この場合におい て、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準 ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削り、同表51の項中「エネルギー の使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に 改め、同表52の項を削り、同表53の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項を同表52の項とし、 54の項を53の項とする。

附則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表51の項の改正規定及び同表53の項の改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分に限る。)は公布の日から、別表16の3の項及び16の4の項の改正規定(「この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削る部分を除く。)は平成27年4月1日から、別表1の項の改正規定は平成27年5月29日から施行する。